



境港管理組合監査委員公告第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第7項の規定に基づき審査を行い、令和5年10月31日付けで提出した「令和4年度決算に係る財政的援助団体等監査結果報告書」に付した監査意見について措置を講じた旨の通知があったので公表する。

令和6年4月17日

監査委員 高務裕子



監査委員 山口和志



監査結果報告書に付した監査意見に基づき境港管理組合管理者が講じた措置

監査意見	講じた措置
<p>指定管理施設の管理状況に係る評価等について</p> <p>指定管理者は、「境夢みなとターミナルの管理運営に関する協定書」（令和2年1月27日締結。以下「協定」という。）第10条第1項に基づき、事業報告書を毎年度終了後45日以内（翌年度5月15日まで）に境港管理組合（以下、「組合」という。）に提出することとされている。</p> <p>組合は、この事業報告書を受け、協定第22条第1項に基づき、指定管理者による施設管理状況について評価及び公表（以下「評価及び公表」という。）を行うこととされているが、実施期限については特段の規定がない。</p> <p>過去2年度の実施状況を確認したところ、指定管理者はいずれの年度も期限内の翌年度5月15日に組合に事業報告書を提出しているが、組合による評価及び公表は、令和3年度分が令和5年3月17日公表、令和4年度分が令和5年9月6日時点で未公表となっている。</p>	<p>令和6年度以降、指定管理施設の評価・公表については、「指定管理施設所管課における事務について」（平成27年3月25日付第201400180117号鳥取県総務部行財政改革局業務効率推進課長通知）に基づき、指定管理者からの事業報告書提出後、毎年度7月末までに評価をし、境港管理組合のホームページにて公表することとした。</p>

このことは、両県民への公表を通じて施設のより適正な管理運営と利用者サービスの向上を図る目的からすると適切な状況とは評価できない。

については、「指定管理施設所管課における事務について」（平成27年3月25日付第201400180117号鳥取県総務部行財政改革局業務効率推進課長通知）などの関係通知等を参考に評価及び公表の実施期限を定めた上で、評価及び公表の早期実施に努められたい。

また、境港公共マリーナの指定管理に係る評価及び公表についても、同様とされたい。